

第72回“社会を明るくする運動”作文コンテスト応募規定

“社会を明るくする運動”東灘区推進委員会

【応募資格】

東灘区内の小学校、中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生及び中学生に準ずる生徒を含む。）に在学する児童・生徒

【テーマ】

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたことなどを題材としたものとします。例えば

- 犯罪や非行をなくすために私たちにできること
- 犯罪・非行をした人の立ち直りに関して私たちにできること
- 犯罪や非行、地域社会との交流などに関して考えたことや感じたこと
- 人への思いやりについて
- 家族とのきずなについて
- 言葉やコミュニケーションの大切さについて

といったようなものが考えられます。

【原稿の枚数】

400字詰め原稿用紙3～5枚程度

【応募先】

東灘区の小中学校等を通じて、“社会を明るくする運動”東灘区推進委員会（事務局：東灘区保護司会）宛て

【締切日】

令和4年9月9日（金）

【入選作品の公表】

最優秀賞、優秀賞、佳作に選ばれた作品については、作品名、氏名、学校名、学年を、東灘区広報紙コミコミ、東灘区及び東灘区保護司会ホームページ等により公表します。

【その他】

- ・応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限ります。ただし、応募者の持つ様々な特性に応じた合理的配慮については、これを十分に行います。
- ・応募に当たっては、作品名、学校名、学年、氏名を明記し、その内容が報道機関やインターネット等により公表される可能性があることについて、あらかじめ保護者の承諾が得られていることを前提とします。

- ・応募規定に沿わない作品については、審査対象外となりますので御留意ください。
- ・応募作品の著作権は、東灘区推進委員会、兵庫県推進委員会及び中央推進委員会に帰属するものとします。
- ・応募作品は原則として返却しません
- ・応募者には参加賞があります。

【選考】

小学生および中学生の部で、最優秀賞、優秀賞、佳作それぞれ1作品を選考し、それらを兵庫県推進委員会に推薦します。兵庫県推進委員会において審査されます。

【参考】

“社会を明るくする運動”東灘区推進委員会における審査基準（審査項目・視点）

<趣旨>

- ・「犯罪や非行のない明るい社会づくり」「犯罪や非行をした人の立ち直り」という“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえているか。
- ・日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことなどを基に、犯罪や非行、地域社会における交流などに関して考えたことや感じたことが書けているか。

<内容>

- ・自分の意見、考えたこと、感じたことが取り上げられているか。
- ・自分の体験や経験に基づいているか。
- ・創造性、独創性があるか。
- ・読み手の心に響くものがあるか。

<表現形式>

- ・読み手を引きつけるような文章であるか。
- ・読み手が読みやすい文章であるか（文章の構成がしっかりしているか。）。
- ・具体例が挙げられているか。
- ・効果的で工夫された書き方をしているか。
- ・用字、符号の用い方や、原稿用紙の使い方が適切であるか。

【表彰】

最優秀賞、優秀賞、佳作の入賞者を表彰します。

表彰式は、東灘区推進委員会において、10月に開催し、表彰状及び副賞を贈呈します。

【本コンテストに関する照会先】

〒658-0084

神戸市東灘区甲南町3丁目6番22号甲南本通会館3F東灘区更生保護サポートセンター内
“社会を明るくする運動”東灘区推進委員会事務局（東灘区保護司会）

☎ 078-772-9019 fax078-779-7079

higashinadaku.72shamei@gmail.com